

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 田 中 康 光

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
アスファルト舗装補修工事	仕様書のとおり	ST	1

(2) 履行場所：陸上自衛隊足寄分屯地

(3) 履行期限：令和4年9月16日（金）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省関係機関資格審査結果において、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」の「B」又は「C」に格付けされた競争参加資格を有する者。

(3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊足寄分屯地会計科及び北海道補給処ホームページ

4 入札（現場）説明会に関する事項

実施しない。ただし、現場確認が必要な場合は、足寄弾薬支処会計科の担当者と希望日の3日前までに日程調整を行った後、確認することができる。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室（1F）

(2) 日時：令和4年7月21日（木） 11時30分～（11時10分以降入室可とする。）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者、または郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札
- (5) 電報・FAXによる入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 入札書の記載事項と別紙第2「工事費内訳書」の内容に相違がある入札

8 落札決定方式

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同額の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊建設工事に係る標準契約書」の様式により契約書を作成するものとする。

10 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (3) 入札者は「工事費内訳書」を作成し、入札書に添付するものとする。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る「工事費内訳書」については、後日郵送等により提出することができる。
- (4) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

(7) 郵便入札の場合は、予め郵便入札を行う旨を担当者に連絡すること。この際、資格審査結果通知書(写)を同封のうえ、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「アスファルト舗装補修工事入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便(簡易書留可)にて令和4年7月20日(水)17時までに足寄弾薬支処会計科に必着させること。また、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。なお、本入札については新型コロナウイルス感染症対策として、郵便による入札参加を推奨する。

(8) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は下記により実施する。

ア 場 所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室(1F)

イ 日 時：令和4年7月28日(木)14時00分～

ウ 郵便入札：令和4年7月27日(水)17時必着

(9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊 足寄分屯地 会計科(担当：田中)

TEL0156-25-5811(内345)

(10) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊 足寄分屯地 総務科営繕班(担当：上屋敷)

TEL0156-25-5811(内241)

11 公告提示場所及び期間

(1) 掲示場所：足寄分屯地足寄弾薬支処会計科、帯広駐屯地会計隊、足寄商工会

北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間：令和4年7月5日～令和4年7月21日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 田中康光 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

工事費内訳書

工事名	
-----	--

工 種 等	金 額 (円)
1 直接工事費	
2 共通仮設費	
3 現場管理費	
4 一般管理費	
5 工事原価 (1 + 2 + 3 + 4)	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
アスファルト舗装補修工事	2022E-14	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 4年 7月 1日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施するアスファルト舗装補修工事（以下、“工事”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるとともに、土木工事については防衛省整備計画局制定の公土木工事共通仕様書を準拠とする。

a) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

2 工事に関する要求

2.1 一般的要求

本工事は、発注者が管理する#31建物周辺の既設アスファルト舗装沈下箇所およびワダチ箇所にオーバーレイを実施し本来機能へ回復させるものである。

2.2 工事実施場所

足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地 #31建物周辺

2.3 工事実施日等

a) 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

b) 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

2.4 仮設等

a) 材料搬入及び発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。

b) 工事に使用する水・電気等は、全て受注者の負担とする。

2.5 資材等の仕様

- a) 資材等の詳細は調達要領指定書（特記仕様書）で示す。
- b) 使用材料は全て受注者が準備するものとし、J I S規格又は同等品以上のもので新品を使用し工事現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- c) 使用材料は本工事の特性・必要性とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は監督官と協議する。
- d) 本工事にて使用するディーゼルエンジン7.5kw以上の建設機械（発電機含む）は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議をする。

2.6 施工要領

施工範囲等は調達要領指定書（特記仕様書）及び図面で示す。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

3.2 品質証明等

監督官が示す製品の品質証明書及び試験成績書は整理し提出するものとする。

4 その他の指示

4.1 工事写真

工事の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4-S版に整理し発注者へ提出するものとする。

4.2 工事工程表

工事実施に先立ち、工事工程表を作成し発注者へ提出するものとする。

4.3 秘密保全及び安全管理

4.3.1 写真

- a) デジタルカメラを使用する場合は工事終了後、確実に保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。
- b) 監督官の指示する箇所以外での撮影は禁止する。

4.3.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.3.3 安全管理

- a) 本工事の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 工事実施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.4 疑義

本工事に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.5 補償

- a) 工事実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において

原状回復させるものとする。

- b) 工事完了後、既設物等が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

4.6 分屯地への立入

- a) 受注者は工事实施期間中の敷地内での行動は発注者の規制（部隊規則）及び関係者の指示を厳守するものとする。
- b) 工事实施地域以外の立入を禁止する。

調達要領指定書 (特記仕様書)	発簡番号	
	調達要求番号	23791AE4002
	調達要求年月日	令和4年7月1日
	作成部課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作成年月日	令和4年7月1日
	仕様書番号	2022E-14

指 定 事 項

1 工事概要

1.1 工事名：アスファルト舗装補修工事

1.2 工事場所：北海道足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊足寄分屯地

1.3 工期：契約締結日の翌日から令和4年9月16日

1.4 工事概要：既設アスファルト舗装へのオーバーレイとし、次のとおり

No.	工事種別 (内容)	数量
1	土木工事 (特記仕様書及び図面による)	1式

- a) 工事内容の細部については本仕様書および図面によるものとし、記載のない部分は監督官と協議し行うものとする。
- b) 本工事の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、各種手続き等は監督官と協議し行なうものとする。

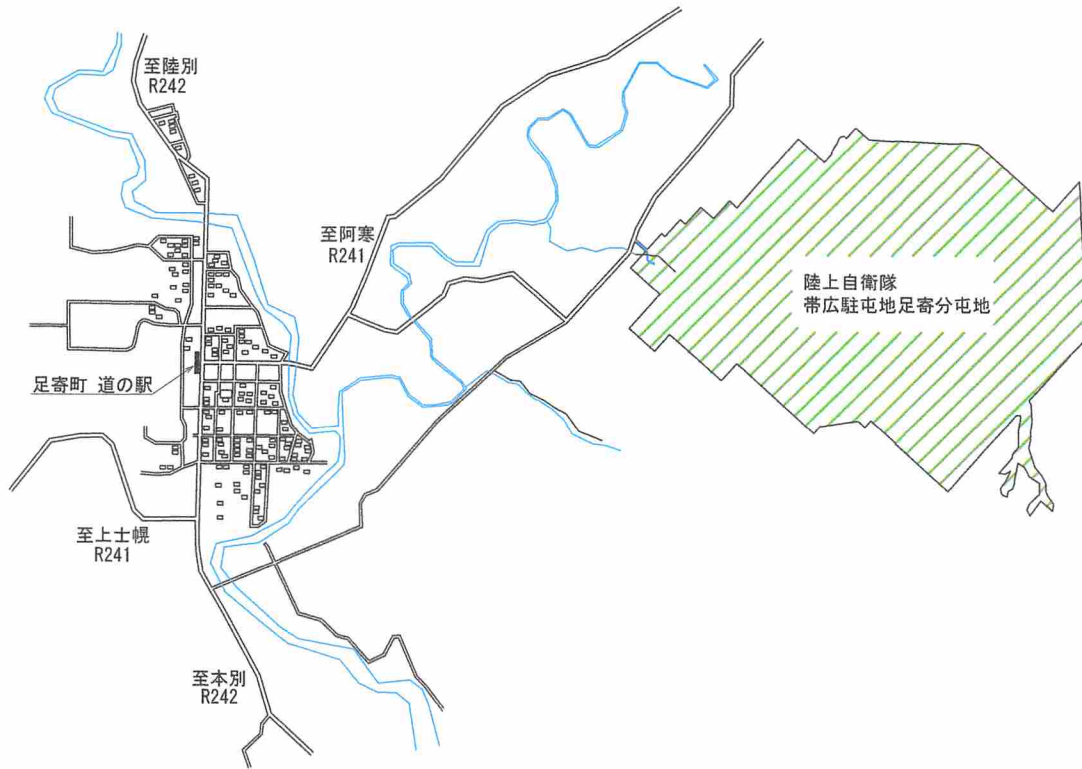
2 土木工事仕様

2.1 アスファルト舗装 (オーバーレイ)

- a) 本施工は人力施工とし施行範囲は図面による。
- b) 使用する材料は次のとおりとする。

施工場所	品名	種類等	備考
#31建物 周辺	再生加熱	細粒度ギャップアスファルト	平均厚 20 mm~30 mm
	アスファルト舗装	混合物 (13F)	※図面による
	タックコート	PK-4 (散布量0.40/m ² 程度)	

- c) アスファルト混合物の敷均し時の温度は110℃~150℃以下とする。
- d) 区画白線は不要とする。

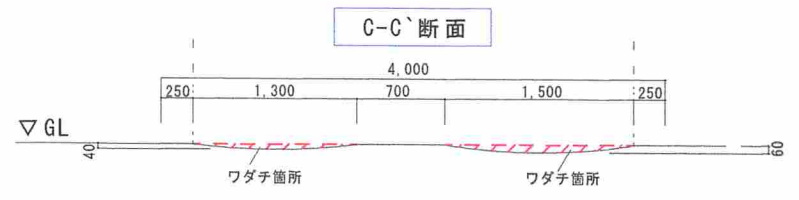
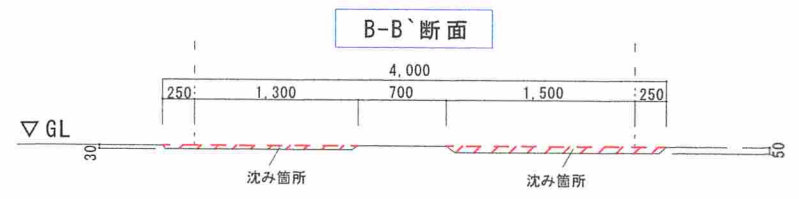
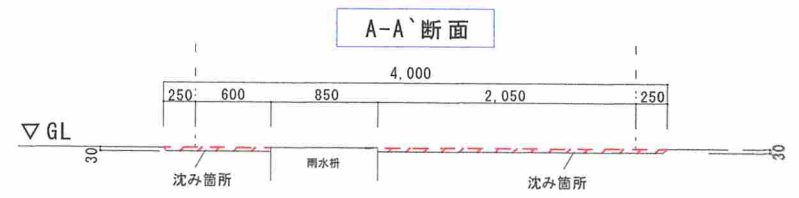
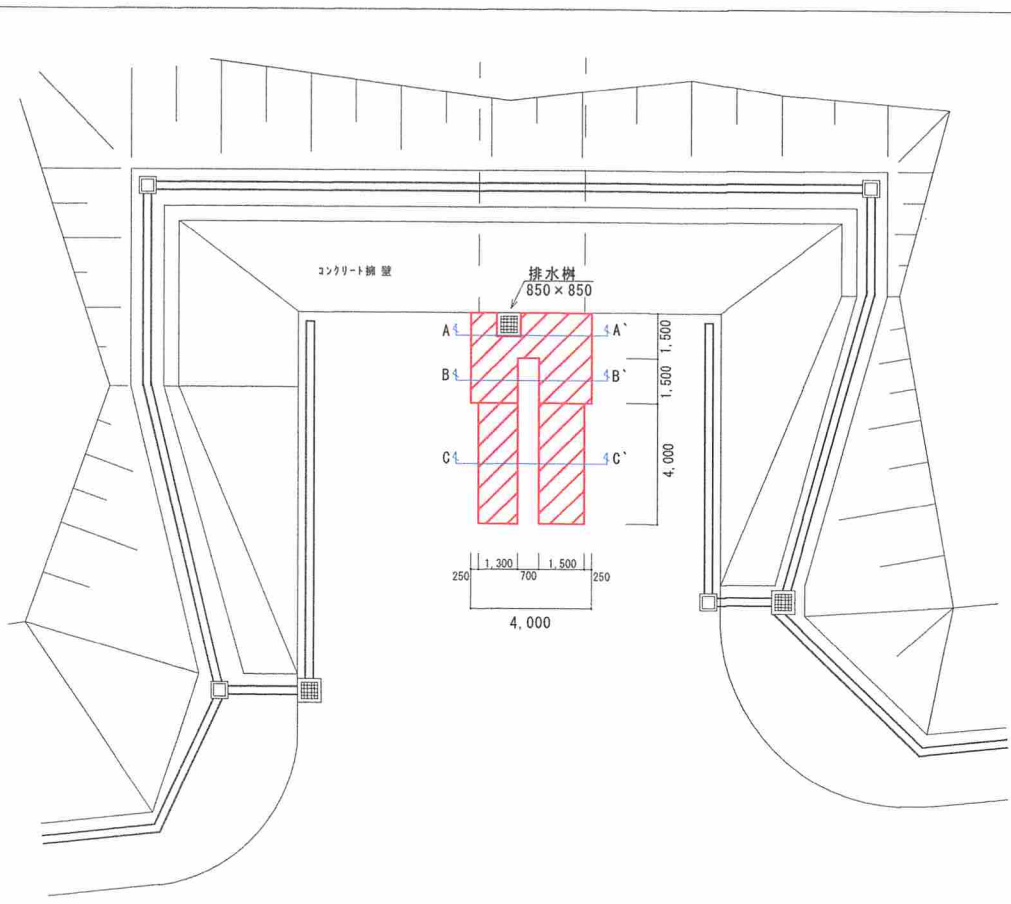



案内図



配置図

工事名	アスファルト舗装補修工事	図名	案内・配置図
仕様書番号	2022E-14	縮尺	
図番	図A. 1	用紙	A-4
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	作成	総務科営繕班




 はアスファルト舗装オーバーレイ
 施工範囲を示す。

※区画白線の復旧は無し

工事名	アスファルト舗装補修工事	図名	施工詳細図
仕様書番号	2022E-14	縮尺	
図番	図A. 2	用紙	A-4
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	作成	総務科営繕班